

平成13年5月23日

各 位

会 社 名 マネックス証券株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 松本 大  
コ ー ド 番 号 8 6 2 6 (東証マザーズ)  
問 合 せ 先 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼財務部長  
村上敦子  
TEL. (03)5205-4800

## 新株引受権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ

(商法第280条ノ19に規定する新株引受権の付与)

当社は、平成13年5月23日開催の取締役会において、取締役および従業員に対する新株引受権方式によるストック・オプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtock・オプション制度を導入する理由

当社取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とする。

#### 2. スtock・オプション制度の概要

##### (1) 新株引受権の付与対象者

平成13年6月23日開催予定の当社第2回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)終結の時に在任する当社取締役2名および在職する当社使用人38名の合計40名

##### (2) 新株引受権の行使によって発行する株式の種類

当社無額面普通株式

##### (3) 新株引受権の行使によって発行する株式の数

合計19,350株を総株式数の上限とし、当社取締役2名に対して合計2,700株、当社使用人38名に対して合計16,650株をそれぞれ上限とする。

なお、当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使および商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない。)するときは、新株引受権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、当該時点で対象者が行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後新株発行株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$$

また、当社が他社との合併、株式交換、その他の組織変更を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

##### (4) 新株の発行価額

新株の発行価額は、権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社無額面普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、権利付与日の終値を下回らないものとする。

なお、当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使および商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない。)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後新株発行価額} = \text{調整前新株発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

##### (5) 権利行使期間

平成15年7月1日から平成20年6月30日まで

##### (6) 権利行使の条件

新株引受権の譲渡、質入その他の処分をしてはならない。

対象者が死亡した場合には、新株引受権の相続は認められないものとする。

退任及び退職の場合の取扱い、その他の権利行使条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社が対象者との間で締結する新株引受権付与契約において定めるものとする。

(注)上記の内容については、本株主総会において、新株引受権の付与が承認可決されることを条件といたします。

以 上